平成28年度

包括外部監査分

平成28年度	包括外部監査分			(長野市長分)
	指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関するガイドラインの策定(報告書39ページ)			補助対象や目的が異なる様々な補助金等について、詳細なガイドラインとして一律に定めることが困難なことから、監査で示された意見を踏まえた基本的な考え方をまとめ、庁内で共有することで補助金等の見直しを図っていく。	理課)
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書39〜 40ページ)	〈総括的意見〉 (中略)以下の点に留意する必要がある。 (2)運営費補助から事業費補助への移行 補助金等の交付にあたっては、事業費を対象にし、事業計画に基づいて、事業目的の達成に政策的な必要性が認められる場合に補助金等が交付されることが望まれる。事業費補助にすることで、補助の効果、必要性の検証が可能となる。そのため、運営費補助事業については事業費に対する補助への切り替えを進めていくことが必要である。		ることが適切であることから、順次見直しを検討する。	理課)
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書40 ページ)	<総括的意見> (中略)以下の点に留意する必要がある。 (3)終期設定(サンセット方式)を行う 補助等が長期間にわたる場合、当初の交付目的が希薄化している場合や既 得権化等の様々な課題が発生することが想定される。そのため適切な見直しを 適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。ガイドラインにおい ては、原則としてすべての補助金等に終期設定を行うことで所管課において自 己検証を行う体制を構築することが望まれる。また、国等の補助事業が終了し た場合の取り扱いも明確化する必要がある。	補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。	制度の制定時においては、終期を設けることを基本とするよう見直しを行った。既存の制度についても、事業効果や国等の補助の状況を勘案しつつ、終期の設定を検討する。	総務課(旧行政管理課)

平成28年度

包括外部監査分

十八人20千人人	四加作的血且刀	N		(区判印区刀)
	指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書40 ページ)	<総括的意見> (中略)以下の点に留意する必要がある。 (4)利用者の視点に立った補助金等の整理・統合の推進 目的や内容が重複・類似する補助金や関連する補助金は、交付先となる市 民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化の観点から整理・ 統合を行い、利用者の視点に立った補助金制度とすることが望まれる。また、 行政の事務の効率化・迅速化の観点からも、関連する補助金等の整理・統合が 望まれる。	補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。	補助金等の制度について、補助を受ける市民や職員等の事務手続の簡素化・省力化や効率化の観点から、整理・統合による一元化が図れるよう予算編成の中で点検していく。	総務課(旧行政管理課)
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書40 ページ)	いか、交付した金額以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助等の必要性について検討することが望まれる。財政状況の検討においては、特に、単年度の収支のみではなく、内部留保にも留意する必要がある。		部留保に留意しつつ、補助金等を決定するよう見直しを進める。	
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書40 ページ)	が望まれる。事業の有効性・効率性等を検証し、PDCA サイクルを回すことが必要であるため、成果指標は、アウトカム指標によって設定されるべきであり、特に、アウトプットとアウトカムは明確に区別する必要がある。また、少額の補助金等については、費用対効果の観点からその意義が乏しいことも想定されるため、積極的に見直しを行うことが必要である。		社会状況の変化や課題の変化を踏まえ、個々の補助金等の効果を点検するよう予算編成の中で確認するとともに、できるだけアウトカム指標に基づく判断ができるよう見直していく。	理課)
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書40 ページ)	〈総括的意見〉 (中略)以下の点に留意する必要がある。 (7)補助金等の見直しの仕組み 補助金等の見直しにあたっては、所管課において補助金等事業評価シート の作成を行いながらガイドラインに示された各種基準に照らして補助等の在り 方や見直しの方向性を検討するとともに、評価担当部局及び外部委員による評価を行うとともに、次年度予算に反映させるといった仕組みが構築されることが 望まれる。	補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。	これまで補助事業を含めた事務事業については、行政評価により補助金等の見直しを実施してきたが、行政改革推進審議会の中で行政評価そのもののあり方について見直しの議論が進められていることから、その中で検討する。	総務課(旧行政管理課)

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

包括外部監査分

十八八八十尺	四位作品重力			(区町市区刀)
	指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(意見) 2.1 補助金等の見直しに関する ガイドラインの策定(報告書41 ページ)	〈総括的意見〉 (中略)以下の点に留意する必要がある。 (8)検証機会の確保 補助金等について、社会情勢などの外部環境の変化に適応した制度としていくために検証機会が確保される必要がある。原則としてすべての補助金等に対して終期の設定(サンセット方式の確立)をすることにより、必然的に検証機会が確保されることになる。終期設定がされていない補助金等がある場合は、当該補助金等に対しても検証機会を確保することが望まれる。	補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。	社会状況の変化や課題の変化を踏まえ、個々の補助金等の効果を点検するよう予算編成の中で確認するとともに、できるだけアウトカム指標に基づく判断ができるよう見直していく。	
(意見) 2.2 社会情勢の変化への対応 (報告書41ページ)	太陽光発電の普及、北陸新幹線開通、下水道整備等の社会資本の整備の進展により、役目を終えつつある、または、平均寿命の高齢化が進み、「高齢者」が社会通念上の「長寿」ではなくなってきているといった社会情勢により、課題が変化している事業に対して、当初の目的のままで、補助金等を交付している例がある。 <総括的意見> 社会情勢の変化に対応し、終期を検討するか、交付条件を見直す必要がある。		社会状況の変化や課題の変化を踏まえ、個々の補助金等の効果を点検するよう予算編成の中で確認するとともに、できるだけアウトカム指標に基づく判断ができるよう見直していく。	
(意見) 2.3 市が本来負担すべきか検討 を要するもの(報告書41~42ペー ジ)	市の事業を専門家に依頼する場合において、その専門家に対して報酬を支払っているにもかかわらず、専門家団体の事務経費に補助金を交付している例がある。このような経費は専門家への報酬を財源とする会費で賄うべきである。保険料等で本人負担分と市負担分が制度として区分されているにもかかわらず、本人負担までも市が負担している例がある。 <総括的意見> 市が補助する意義を確認し、補助金等を交付する必要性を検討することが望まれる。	化ガイドラインの策定を検討する。	個々の補助金等を交付する意義を踏まえた上で、予算編成時に点検していく。	
(意見) 2.4 繰越金が過大等(報告書42 ページ)	補助金等を上回る繰越金を有している団体、又は、経営が安定化している団体へ補助金等を交付している例がある。 <総括的意見> 補助金等がなくともあるいは減額しても事業の遂行は可能であること、また、 公益団体であっても補助金等の交付額は事業年度ごとに必要最小限であるべきであり、設備更新等の必要な場合はその都度査定して補助金額を決定することで対応可能であることから、補助金等の交付金額を精査することが望まれる。	化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドライン の内容を検討する。	補助金等の交付先の財政状況や内部留保に留意しつつ、補助金等を決定するよう見直しを進める。	理課)
(意見) 2.5 交付先の補助金等の対象支 出経費の明瞭化(報告書42ページ)	交付先の支出内容の一部に一括渡し切りのものがあり、支出内容が不明瞭な例がある。また、対象経費が目的適合性に疑問のある例がある。 <総括的意見> 明確な支出内容の報告を求め、適切な事業に補助金が使われているか検証 すべきである。	直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正 化ガイドラインの策定を検討する。	補助金等が適正に効果を発揮できているかという視点から、予算編成の中で点検する。	

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

包括外部監査分

	指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(意見) 2.6 補助対象事業・経費が広範 囲(報告書43ページ)	補助対象事業、補助対象経費が広範囲となっており、審査での裁量の幅が大きく予算消化的に使用される可能性がある。 <総括的意見> 交付対象事業・経費が広範囲に及ぶものについては、制度導入当初は一定の効果が認められるが、長期に及ぶと予算消化的に使われる可能性がある。このような補助金は終期について検討し、補助金制度開始から一定期間経過後に補助の効果が認められる事業は、個別の補助金で対応することが望まれる。また、支出内容が類似の補助金とのすみわけが必要である。	補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。	交付対象事業・経費が広範囲に及ぶ もの、または事業実施期間が長期に及 ぶものについては、他の補助金等との 整合を図りながら、整理する。	
(意見) 2.7 補助金等の上限額設定(報告書43~44ページ)	事業計画及び長野市補助金等交付規則に基づき交付しているのみで、具体的な交付要綱がないため、または交付要綱は制定されているものの内容が不足しているため、予算編成や執行の課程で交付金額を設定しており裁量の幅が広い。 <総括的意見> 交付要綱を制定し、目的、交付対象事業費の範囲、補助金額の算定方法及び上限額を設定すべきである。	直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正 化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドライン の内容を検討する。	取扱いを徹底していく。	
(意見) 2.8 補助金等の統合(報告書44 ページ)	限定された特定の事業者に対して複数の補助金を交付しているもの、あるいは同様の目的に対して類似の補助金等が並列しているものがある。 <総括的意見> 事務の効率化の観点から、同じ目的を持つものについては一元的に交付要 綱を制定し、これに基づいて交付がなされるよう検討すべきである。	補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。 なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。		理課)
(意見) 2.9 公平性の確保(報告書44 ページ)	人口の大小にかかわらず、地区ごとに一律補助金上限額が設定されているもの、平成の合併地区(中山間地域)に経過措置として補助金等が交付されているが、昭和時代の合併地区(中山間地域)には交付されていないものがある。 <総括的意見> 一律に均等額を交付している補助金等については均等割と人口割の併用、合併の経過措置として存続している補助金等についてはその効果を測定し存続又は廃止の検討を行うことが望まれる。		一律に均等交付している補助金等については、補助の目的、対象に応じて均等割と人口割の併用を検討することや、特定の地域のみを対象としている補助については、その効果を踏まえたうえで、予算査定の中で見直しを点検する。	総務課(旧行政管理課)

平成28年度

包括外部監査分

半成28年度	包括外部監査分			(長野市長分)
	指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(意見) 3.5.1 観光まつり補助金(報告書 124ページ)	ある。また、「観光まつり補助金の改革について」における「4 今後の予定」には、「補助率が極端に高いまつり(合併地区)については、対象外経費の縮減、段階的な補助金の減額等により、数年をかけて50%以内となるよう改善を図っていただく。」と明記されている。しかしながら、最後の合併から6年以上と相当の年月が経過していることから、合併地区のまつりについてはさらなる見直しの時期を迎えているといえる。また、合併地区のまつり・イベントは地域振興的な性格のものが多くある。現行の「長野市観光まつりが中全では要領」の交付条件を、これまでの担当課の指導でなんとか満たしているとしても、まつりの規模や地域性の観点からは、本来の「観光まつり」の姿からは程遠いものが多いように思われる。公平性の観点からも、平成の合併地区のまつり・イベントだけに補助金を交付していて、過去に合併した他の中山間地域との公平性に欠けているといえる。特に、大岡地区の「ひじり三千石祭り」については27年度で88.6%と極端に高い補助率となっており、規模と地域性から本来の「観光まつり」には該当しないように思われ、また公平性にも問題があるといわざるを得ない。以上から、本来の「観光まつり」の姿から、観光まつり」には該当しないように思われ、また公平性にも問題があるといわざるを得ない。以上から、本来の「観光まつり」の姿から、観光まつり」に商店街イベント事業補助金など)の利用を促すもの、などに合併地区のまつり・イベントを仕分けることを検討すべきと考える。また、現に他の補助金制度を利用しているまつり・イベントであっても、「観光まつり」として多くの観光客の誘客が見込めるものについては、担当課をまたいでお互いに連携し、相乗効果を図れないか検討していくべきである(大規模集客イベント事業補助金における善光寺花回廊ながの花フェスタなど)。	があると考える。 しかし、意見のように地域振興的な性格が強いと 判断されても仕方がないものがあることも事実であ る。そのため、定義の見直しに先行して、特にその 傾向が強いものについては、次回の補助金申請時 に合わせ、これまでの経過、包括外部監査の意見 などを地元に説明し、段階的な補助金の減額、他 の補助制度の活用検討などにより改善を図る。 また、例外的な取扱い(市長が特に必要と認める 場合)を適用するケースを明確化し、安易に規定 の補助率を超えることのないよう、申請者に対し指 導を行う。 他の補助金制度を利用するまつり・イベントとの連 携については、補助の目的や対象者など異なるか どうか検討する。	地域振興的な性格であり、他の補助金制度の利用を促すものなどの整理を行い、令和5年度から地域振興的な祭り(鬼無里ふるさと夏まつり、ひじり三千石まつり、虫倉山開山支援課に、商業正のり、は地域活動を選課に、商業正労働課に移管するよう制度を改めた。引き続き、観光振興課で所管する「観光まつり」については、要綱の目的・基準に沿うように祭りの各主催者に対し指導を行っていく。	
(意見) 3.5.2 松代観光戦略補助金(報告書126ページ)	規則にのみ基づいて交付されている。一方、松代歴史文化の発信・誘客事業 の補助金については、交付要綱は制定されているものの、松代地区の観光推	源の一本化等組織の整理であると考えている。 各団体の自主性を重んじながらも、引き続き協議を 進め、方針が固まったところでご指摘にある要綱等 の整備を検討したいと考えている。	設立され運営を開始している。エコール・ド・まつしろ倶楽部の事務局も合流し、令和2年度には松代観光案内所も統合され、令和4年度から当該協会が	観光振興課